

平成7年国勢調査の概要

1 調査の目的

我が国の人口及び世帯の状況を明らかにし、国及び地方公共団体の各種行政施策、その他の基礎資料を得ることを目的として行われる国の最も基本的な統計調査である。調査は大正9年以来ほぼ5年ごとに行われており、平成7年国勢調査はその16回目に当たる。

2 調査の時期

平成7年10月1日午前零時現在によって行われた。

3 調査の法的根拠

統計法（昭和22年法律第18号）第4条第2項の規定並びに次の政令及び総理府令に基づいて行われた。

国勢調査令（昭和55年政令第98号）

国勢調査施行規則（昭和55年総理府令第21号）

国勢調査の調査区の設定の基準等に関する総理府令（昭和59年総理府令第24号）

4 調査の地域

我が国の地域のうち、国勢調査施行規則第1条に規定する次の島を除く地域において行われた。

(1) 齒舞群島、色丹島、国後島及び択捉島

(2) 島根県隠岐郡五箇村にある竹島

5 調査の対象

調査時において、本邦内に常住している者について行った。ここで「常住している者」とは、当該住居に3か月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっている者をいい、3か月以上にわたって住んでいる住居又は住むことになっている住居のない者は、調査時現在いた場所に「常住している者」とみなした。

ただし、次の者については、それぞれ次に述べる場所に「常住している者」とみなしてその場所で調査した。

(1) 通学のために寄宿舎、下宿などの宿泊施設に宿泊している者は、その宿泊している施設

(2) 病院又は療養所に引き続き3か月以上入院（又は入所）している者は入院先、それ以外の者は3か月以上入院の見込みの有無にかかわらず自宅

(3) 船舶に乗り込んでいる者で陸上に生活の本拠を有する者はその住所、陸上に生活の本拠の無い者はその船舶

(4) 自衛隊の営舎内又は自衛隊の使用する船舶内の居住者は、その営舎または当該船舶が籍を置く地方総監部

(5) 刑務所、少年刑務所又は拘置所に収容されている者のうち死刑が確定した者及び受刑者並びに少年院又は婦人補導院の在院者は、その刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院又は婦人補導院

本邦内に常住している者は、外国人を含めてすべて調査の対象としたが、次の者は調査から除外した。

(1) 外国政府の外交使節団・領事機関等の構成員（随員を含む。）及びその家族

(2) 外国軍隊の軍人・軍属及びその家族

6 調査事項

男女の別、出生の年月など世帯員に関する事項を11項目、世帯の種類、世帯員の数など世帯に関する事項を6項目、合計17項目について調査した。

7 調査の方法

総務庁統計局を主幹部局とし、総務庁長官—都道府県知事—市町村長—国勢調査指導員—国勢調査員の事務系統により行った。

調査は、総務庁長官により任命された約80万人の国勢調査員が調査票を世帯ごとに配付し、収集する方法により行った。また、調査票は、調査の事項について世帯が記入した。

8 集計及び結果の公表

集計は、総務庁統計センターが、結果の公表は、総務庁統計局がコンピュータの出力用紙を閲覧に供する方法により行う。また、主要な結果を収録した報告書を結果の公表から約1か月後に刊行される。